

監査報告書

令和7年6月18日

公立大学法人岐阜県立看護大学
理事長 北山 三津子 様

公立大学法人岐阜県立看護大学

監事 清文謹

監事 渡辺俊介

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、役員及び職員（以下「役職員」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の業務及び財産の状況を調査しました。

また、財務に関する状況に関して、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用について確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の職務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、純資産の変動状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく表示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (8) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

以上